

審 査 基 準 表

（令和8年度国民健康保険広報事業業務委託）

審査項目	審査内容	配点	倍数	総合
内容構成力	本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか。また、十分な効果が期待できる提案となっているか。	5	2	60
	インパクトがある内容であり、かつ、企画の構成に関して創造性や独自性が発揮されているか。	5	4	
	各種メディアやSNS等の活用など、メインターゲットへの的確な周知に向けた手法が提案されているか。	5	3	
	メインターゲットの行動変容につながるような提案内容となっているか。	5	3	
経 済 性	提案内容や期待される事業効果に対し、妥当な経費の規模・積算となっているか。また、経費の節減に配慮された提案内容となっているか。	5	3	20
	提案価格に優位性はあるか（最小提案価格/提案価格）×配点。※小数点第2位を四捨五入	5	1	
運 営 体 制	業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。	5	2	10
実 績	本業務を受託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	2	10
合 計				100

【審査方法】

- （１） 委員は、各審査項目について審査を行い、５段階で採点する。
- （２） 全ての委員の点数を合計し、最高点数となった参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- （３） 委員の合計点数が最低基準点（「１００点×委員数」の６割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- （４） 参加者が１者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点（「１００点×委員数」の６割）以上になったときは、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

- ５ 標準より非常に優れた提案
- ４ 標準より優れた提案
- ３ 標準的な提案
- ２ 標準よりもやや劣る提案
- １ 標準より劣る提案

【契約結果の公表】

契約結果については、県ホームページ上で公開することとする。